【目的利用】とは、条例に定める設置目的に即するとともに市の事業の推進に寄与する利用です。

（裏面参照）

**生活情報センター目的利用申込書**

記入日　　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者番号 |  | 承認番号  ※センター職員記入 |  |
| 主催者名 |  | | |
| 連絡先 |  | 担当者名 |  |
| イベント名 |  | | |
| 実施予定日 | 年　　　　月　　　　日　（　朝　・　昼　・　夜　） | | |
| 会場 | イベントホール ・ 体験学習室 ・ 会議室 ・ 講座室 ・キッチン | | |
| 対象者 |  | | |
| イベントのテーマ | 消費生活の安定・向上　、　就労支援及び無料職業紹介　、  労働福祉　、　若者支援　、　生活困窮者自立支援 | | |
| イベントの目的 |  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
| 具体的な内容 |  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
| 目的利用に資する内容  ※イベント開催によって期待される効果や成果が、どのようにくらしかんの目的に即し、市の事業推進に寄与するかを記入してください |  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |

○生活情報センター条例

（設置）

第1条　くらしに関する各種の情報及び活動の場の提供を行うとともに，消費者の健康で安全なくらしの確保及び向上並びに市民の自立し，安定した経済生活の実現を図るため，豊中市に生活情報センターを設置する。

○生活情報センター目的利用の審査に関する要綱

（目的利用の範囲）

第２条　目的利用の内容は、条例第１条に定めるもので、くらし支援課が実施する次の内容の事業推進に寄与するものとする。

（１）消費生活の安定・向上に関すること

（２）就労支援及び無料職業紹介に関すること

（３）労働福祉に関すること

（４）若者支援に関すること

（５）生活困窮者自立支援に関すること